

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.025

処 分 名	職親委託の措置決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、職親委託の措置申請があった場合は、更生相談所の判定に基づき、措置決定するものとする。
根拠条例等・条項	知的障害者福祉法施行細則（平成 18 年規則第 74 号）第 10 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	更生相談所の判定に基づき、決定を行う。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び  
関係例規等の抜粋**

■知的障害者福祉法施行細則

（職親委託の措置決定）

第10条 福祉事務所長は、職親委託の措置を行うときは、知的障害者職親委託措置依頼書（様式第17号）を当該職親に送付しなければならない。

2 福祉事務所長は、職親から受託した旨の通知を受けたときは、知的障害者職親委託措置決定通知書（様式第18号）により、当該知的障害者に通知するものとする。

3 福祉事務所長は、職親委託の措置が適当でないと認めるときは、知的障害者職親委託措置申請却下通知書（様式第19号）により、当該知的障害者に通知するものとする。